

第 1 問 答 案 用 紙 < 1 > (租 税 法)

問題 1

問 1

甲の譲渡対価の額 1 億 2,000 万円から譲渡原価の額 8,000 万円を控除した 4,000 万円が、甲の譲渡利益額であり、A 社において、法人税法上、その譲渡利益額 4,000 万円を令和 7 事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する（法人税法 61 条 1 項）。

問 2

A 社が保有している甲の時価法による評価額 1,500 万円を期末時における評価額（時価評価金額）とし、その時価評価金額 1,500 万円と期末帳簿価額 2,000 万円との差額である評価損 500 万円を、令和 7 事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する（法人税法 61 条 2 項一号、3 項）。

問 3

B 社（外国法人）が行うインターネット広告の掲載は、事業者向け電気通信利用役務の提供であり、特定資産の譲渡等に該当する（消費税法 2 条 1 項八号の二、八号の四）。特定資産の譲渡等は消費税法上、課税対象から除かれているため、本問の特定資産の譲渡等により B 社が受領した代金は、B 社において、消費税の課税標準に含まれない（同法 4 条 1 項、28 条 1 項）。

問 4

A 社から P へ支払った給与等 940 万円のうち 840 万円は、P において、所得税法上、給与等の収入金額に算入して給与所得の金額を計算する（所得税法 28 条 1 項、36 条 1 項）。それ以外の 100 万円は、P において、所得税法上、非課税とされる（同法 9 条 1 項十五号）。

第1問 答案用紙<2>
(租 税 法)

問題2

番号	○×欄	記述欄
①	○	法人税法2条十二号の八イ，24条1項一号
②	×	C社の令和7年9月19日の属する事業年度の法人税額の計算上，C社における資産
		及び負債について，時価評価損益を認識しない。
		法人税法2条十二号の八イ，62条の2第1項
③	○	消費税法2条1項八号，九号，14条1項，28条1項
④	×	A社の令和7事業年度の法人税額の計算上，丙機械装置の時価600万円と帳簿価額
		200万円の差額400万円を損金の額に算入しない。
		法人税法34条1項，4項
⑤	○	所得税法22条2項二号，34条

第2問 答案用紙<1> (租 税 法)

問題 1

[問] 1.

(租税公課に関する申告調整)

	加 算 す べ き 金 額	減 算 す べ き 金 額
[資料] 6. (2)について		9,062,800
[資料] 6. (3)及び(4)について	106,117,100	
[資料] 6. (5)及び(6)について	102,108	

(役員及び使用人の給与に関する申告調整)

	加 算 す べ き 金 額	減 算 す べ き 金 額
[資料] 7. (1)について	5,400,000	
[資料] 7. (2)について	4,000,000	

(商品に関する申告調整)

	加 算 す べ き 金 額	減 算 す べ き 金 額
[資料] 8. (1)及び(2)について	2,454,500	

(税務上の繰延資産に関する申告調整)

	加 算 す べ き 金 額	減 算 す べ き 金 額
[資料] 9. (1)及び(2)について		2,100,000

(固定資産に関する申告調整)

	加 算 す べ き 金 額	減 算 す べ き 金 額
[資料] 10. (1)について	15,500,000	
[資料] 10. (2)及び(3)について	916,500	

第2問 答案用紙<2> (租 税 法)

(外貨建取引に関する申告調整)

[資料] 11. について

加 算 す べ き 金 額

1,620,000

減 算 す べ き 金 額

, ,

(交際費等に関する申告調整)

[資料] 12. について

加 算 す べ き 金 額

1,723,560

減 算 す べ き 金 額

, ,

[問] 2.

①

284,966,000

②

67,266,500

[問] 3.

①

158,951,263

[問] 4.

①

△38,308,025

問題2

[問] 1.

加 算 す べ き 金 額

774,000

減 算 す べ き 金 額

, ,

[問] 2. 配当とみなされる金額

660,000

第2問 答案用紙<3> (租 税 法)

問題3

[問] 1. (1) 不動産所得に係る総収入金額

3,924,000

(2) 不動産所得に係る必要経費の金額

3,186,000

2. 給与所得の金額

10,050,000

3. (1) 譲渡所得の金額

4,220,000

(2) 譲渡所得の基因となった資産の取得費の金額

6,500,000

4. (1) 一時所得の金額

2,500,000

(2) 一時所得の特別控除額

500,000

5. 雑所得の金額

111,100

問題4

[問] 1. 総所得金額

16,300,000

2. 外国税額控除の控除限度額

63,719

第2問 答案用紙<4> (租 税 法)

問題5

[問] 1. 課税標準額に対する消費税額	255,498,984
2. 課税売上割合の計算式の分子の金額	3,605,628,000
3. 課税売上割合の計算式の分母の金額	3,607,509,000
4. 課税仕入れ等に係る消費税額の合計額	236,567,292
5. 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等によりのみ要するもの	229,596,432
6. 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの	6,970,860
7. 一括比例配分方式による控除対象仕入税額	224,738,927
8. 個別対応方式による控除対象仕入税額	236,218,749

問題6

[問] 1.	345,763,000
2. (1)	418,000,000
(2)	0
(3)	55,000,000